

代理人による印鑑登録の手順

(注意：書類や手続きに不備がある場合は印鑑登録できません)

代理人が来庁する【1回目】

印鑑登録の
委任状

を窓口で受け取る。

※亀山市ホームページから「印鑑登録の委任状」
をダウンロードして入手することもできます。

★登録する本人が

印鑑登録の
委任状

をすべて記入し、登録する印を押印する。

代理人が来庁する【2回目】 (印鑑登録の委任状を亀山市ホームページから入手の場合は初回来庁時)

印鑑登録の
委任状

+

登録する
印鑑

+

代理人のマイナンバー
カードや運転免許証等
の顔写真入り本人確認
書類など

+

以前の
印鑑登録証

を必ず持参

(↑廃止届の場合に必要)

本人宛てに、亀山市から転送不要・簡易書留で発送

登録する本人の
住所地に

印鑑登録照会文書
(兼委任状)

が郵便で届く(2~3日程度)。

★登録する本人が

印鑑登録照会文書
(兼委任状)

をすべて記入し、登録する印を押す。

代理人が来庁する【3回目】 (印鑑登録の委任状を亀山市ホームページから入手の場合は2回回来庁時)

※前回来庁した時から2週間以内に来てください。

印鑑登録照会文書
(兼委任状)

+

本人の運転免許証
や資格確認書等の
本人確認書類

+

代理人のマイナンバー
カードや運転免許証等
の顔写真入り本人確認
書類など

+

登録手数料
300円

を必ず持参

印鑑登録手続きの完了・印鑑登録証の交付・印鑑登録証明書の発行可

(R7.12.10更新)